◆2025年度：住宅・建築物の脱炭素関連の補助金・支援制度一覧（3）建築物向け補助金

最終更新：2025年12月

当リストは、ウェブサイトなどで入手可能な情報をClimate Integrate にてまとめたものであり、最新情報を含め、全て網羅できていない場合もあります。詳細は、各執行団体・各省庁にお問い合わせください。

Climate Integrate 作成

補助事業名称	府省庁名	Link	事業内容	補助先	建物個別	補助率	工事区分		建築物		エネマネ	再エネ		蓄エネ 蓄電池	木造建築物（新築）	内装木質化	執行団体	窓口担当部局
							新増改築	改修	断熱施工	設備機器 ※1（空調・換気・照明・給湯）		太陽光	その他					
学校施設環境改善交付金ー学校施設の長寿命化改修事業	文部科学省		構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改築、改修等を通じた学校施設のZEB化の推進	地方公共団体	公立学校施設 （小中学校、特別支援学校、幼稚園）	1/2, 1/3等	○	○	◇ ※4	◇ ※4	◇ ※4	◇ ※5	◇ ※5	◇ ※5	○	◇		
学校施設環境改善交付金ー大規模改造事業			既存の学校建物の大規模改修（内部環境改善（断熱改修、内装木質化等）、トイレ改修、空調設置、バリアフリー化、防犯対策 等））を通じた学校施設のZEB化の推進	地方公共団体	公立学校施設 （小中学校、特別支援学校、幼稚園）	1/3		○	○	△						○		文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 電話番号：03-5253-4111（内線2078）
学校施設環境改善交付金ー太陽光発電等導入事業			太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備等の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備）の支援。	地方公共団体	公立学校施設 （小中学校、特別支援学校、幼稚園）	1/2	○	○				○	○	○ ※6				
国立大学・高専等施設の整備			建物のZEB化等、カーボンニュートラルに向けた先導的・効率的な取組の推進	国立大学・高専等 ※2	国立大学・高専等	定額	確認要 注)	○	確認要 注)	確認要 注)	確認要 注)	確認要 注)	確認要 注)	確認要 注)				文部科学省、大臣官房文教施設企画・ 防災部計画課
私立学校施設整備費補助金 （エコキャンパス推進事業）			私立の高等学校・大学・短期大学・高等専門学校の施設の整備、施設等災害復旧事業、防災機能等強化緊急特別推進事業、エコキャンパス推進事業に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図る。	学校法人・準学校法人	私立学校施設（高等学校、大学、短期大学、高専及び専修学校）	1/2, 1/3	○	○	○	○		○	○					高等教育局私学部私学助成課 助成第二係 電話番号：03-5253-4111（内線2774）
地域の身近な公共スポーツ施設・学校体育施設の 整備支援（文科省「学校施設環境改善交付金等」の一部）	スポーツ庁		学校のプールや武道場、地域のプールやスポーツセンター、武道センター等の施設の整備を支援・推進。	地方公共団体	公共スポーツ 施設	1/3等	○	○ （耐震補強）	○	○ （空調・照明）	確認要 注)	○	○	○ ※16				スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設整備係 ℡：03-5253-4111（内線2672） メール：stiiki@mext.go.jp
公共施設等適正管理推進事業債 （脱炭素化事業）	総務省		地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業を支援。（①太陽光発電の導入 ②建築物におけるＺＥＢの実現 ③省エネルギー改修の実施 ④ＬＥＤ照明の導入）	地方公共団体	公共施設	-		○		○	○	○		○				総務省自治財政局調整課 環境省、大臣官房地域脱炭素推進 審議官グループ　地域脱炭素事業推進課 ℡:03-5221-8233
林業・木材産業循環成長対策交付金 （木造公共建築物等の整備）	林野庁		木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に支援。	地方公共団体・市町村、地方公共団体が出資する法人等	公共施設	定額（1/2、15%、3.75%以内） ※9	○								○	○ ※8		林野庁、木材利用課 民間施設木材利用促進班03-6744-2626
住宅・建築物省エネ改修推進事業 （社会資本整備総合交付金等）	国土交通省		住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を支援。	民間事業者等・地方公共団体	公共建築物・ 民間建築物	(国と地方の合計) 補助率：23% 補助限度額： 省エネ基準適合レベル 5,600円/㎡ ZEBレベル 9,600円/㎡		○	○	○ 照明・給湯のみ								国土交通省住宅局住宅生産課 ℡：03-5253-8111
優良木造建築物等整備推進事業＊			炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。	民間事業者等・地方公共団体	木造建築物 （共同住宅・事務所は４階以上、非住宅の場合は３階以上で、多数の者の利用に供する建築物）	1/3等 ※7	○								○			優良木造建築物等整備推進事業 評価事務局 一般社団法人　木を活かす建築推進協議会内 Tel: 03-6262-8220　月～金 11:00～16:00（祝日・年末年始を除く） Mail：send-shien@kiwoikasu.or.jp
サステナブル建築物等先導事業 （省CO2先導型）＊			先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトを支援。	建築主等	公共建築物・ 民間建築物	1/2など	○	○	○		○	△ ※9	○	○			サステナブル建築物等先導事業 （省CO2先導型）評価事務局 メール：shcco2@hyoka-jimu.jp ℡：03-3222-7721 FAX：03-3222-7722	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 電話 :03-5253-8111
既存建築物省エネ化推進事業＊			建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修工事や省エネルギー改修工事に加えて実施するバリアフリー改修工事を支援。	民間事業者等	民間事業用 建築物	1/3		○	△ ※10	○	○						既存建築物省エネ化推進事業評価事務局 メール：kaishu@hyoka-jimu.jp FAX：03-3222-7722	国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 電話 :03-5253-8111
地域脱炭素推進交付金 ①地域脱炭素移行再エネ推進交付金：重点対策加速化事業＊	環境省		地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進。	地方公共団体等	公共建築物・ 民間建築物 ※18	2/3～1/3・定額	○	○	○	○	○	○	○	○				環境省、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 ℡:03-5221-8233
地域脱炭素推進交付金 ②特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】※11 （民間裨益型自営線マイクログリッド等事業）			脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド・熱導管網を構築する地域及び地産再エネをエリアマネジメントにより地消する地域（特定地域）において、温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入を支援する。	地方公共団体等	民間建築物 ※19	原則2/3	○	○	○	○	○	○	○	○				
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する 公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業＊			災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援。 ①設備導入事業 ②設備設計等事業	地方公共団体・民間事業者等	公共施設	①都道府県・指定都市：1/3 市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、 市区町村（地中熱、バイオマス熱等） 及び離島：2/3 ②1/2（上限：500万円/件）	○	○	△ ※13	△ ※14	○	○	○	○ ※15			一般財団法人環境イノベーション	
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち （1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業＊			初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。	民間事業者・団体等	民間事業用 建築物	太陽光発電設備：定額 蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3）	○	○				○ 蓄電池を必ず導入すること		○			一般財団法人環境イノベーション	
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち （2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業＊			住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。	民間事業者・団体等	民間事業用 建築物	3/5、1/2	○	○				○					一般社団法人環境技術普及促進協	
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 （脱炭素ビルリノベ 先導モデル導入事業）＊			業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援	地方公共団体・民間事業者・団体等	民間事業用 建築物	改修内容に応じて 定額又は補助率1/2～1/3相当等		○	○	○ 換気設備除く	○						一般社団法人環境共創イニシアチ	
建築物等の ZEB化・省CO2普及加速事業	新築建築物のZEB普及促進支援事業/既存建築物のZEB化普及促進支援事業＊		業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援	地方公共団体、民間事業者・団体等 ※3	民間事業用 建築物 ※12	延べ面積とZEB ランクに応じて 1/2、2/3、1/3、1/4	○	○	○	○ 照明を除く	○	○	○	△ 創蓄連携に限る	※17	※17	一般社団法人静岡県環境資源協会	環境省、地球環境局地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ℡:0570-028-341
	民間建築物等における省CO2改修支援事業＊		既存の民間建築物等に対し、導入前の設備に比してCO2 排出量を30%以上削減できる省CO2性の高い設備等の導入を支援する。	民間事業者・団体等	公共建築物・ 民間建築物	1/3		○		○ 照明を除く	○							
	テナントビルの省CO2改修支援事業＊		既存の建物（テナントビル）において、ビルオーナーとテナントがグリーンリース契約等に基づき協働して当該テナントビルの省エネ化、省CO2化を図る場合に必要となる設備導入等に係る費用の一部を支援。	地方公共団体・民間事業者・団体等	公共建築物・ 民間建築物	1/3		○		○ 照明を除く	○							
	LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業＊		業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援	地方公共団体、民間事業者・団体等 ※3	民間事業用 建築物 ※12	ZEB ランクに応じて 3/5、1/2 、1/3	○		○	○ 照明を除く	○	○	○	△ 創蓄連携に限る	※17	※17		

【凡例】緑色：改修を含む補助事業、　水色：民間の建築物を対象に含む補助事業

○：補助対象　△：特定の要件を満たす場合に補助対象　◇：新増改築事業、長寿命化事業と合わせて実施する際に補助対象　＊：今年度の公募は終了

注）ホームページ等の公開情報からは詳細不明。詳細は、各執行団体または担当省庁にお問い合わせください。

※1　対象となる設備詳細は、該当補助金情報を確認のこと。

※2　「国立大学・高専等」は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構を指します。

※3　交付決定後、初年度完了実績報告時までにZEB リーディング・オーナーへの登録申請を必須要件とする。また、事業はZEB プランナーが関与するものであること。

※4　エコスクール・プラスの認定を受け、所定の要件を満たす事業については、ZEB Ready達成のために必要な費用が建築単価に特別加算（ＺＥＢ加算）される。　エコスクールプラスのページ

※5　太陽光発電等導入事業により別途補助が可能

※6　蓄電池は太陽光発電等導入事業と一体で整備する場合、または太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備（上限額1,000万円）の場合に対象となる。

※7　「エコスクール・プラス」認定による優遇として、審査段階において考慮がある

※8　公立学校施設の木質内装の整備については、エコスクールの認定を受けていること。余裕教室の木質内容の整備については、用途変更が前提に行われていること。

※9　他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合がある。

※10　躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。ただし、高機能換気設備を設置する場合は、断熱性能を高める躯体改修は必須としない。

※11　脱炭素先行地域に選定されていること

※12　地方公共団体等が所有する業務用建築物の場合面積要件なし、それ以外の者が所有する業務用建築物の場合、新築の場合は延べ面積10,000 ㎡未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 ㎡未満に限る。

※13　再生可能エネルギー設備の導入と合わせて行う場合に限り補助対象となる。また、災害時に再生可能エネルギー発電設備等及び蓄電池設備から電力又は熱の共有を受けて事業を継続させる建物エリア内に導入する断熱材等に限る。

※14　再生可能エネルギー設備の導入と合わせて行う場合に限り補助対象となる。また、災害時に再生可能エネルギー発電設備等及び蓄電池設備から電力又は熱の共有を受けて稼働する機器に限る。

※15　自然変動型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備等）を導入する場合は必須。

※16　単独で整備する場合には、太陽光発電が既に設置されている施設に限る

※17　建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる ZEB について優先採択枠あり。

※18 再エネ発電設備を一定以上導入すること。屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、地域共生・地域裨益型再エネの立地を必須項目とする。

※19 新築の場合は延べ面積 10,000 ㎡未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 ㎡未満に限る